

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
○高知県議会定例会の招集（財 政 課）	1
◎公衆浴場の入浴料金の価格の定め及び告示の廃止（業務衛生課）	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（4件）（漁業管理課）	1
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（9・3揭示）	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃）	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃）	2
監査公表	
○高知県職員措置請求に係る勧告に対する措置	2
落札公告	
○落札者等の公告（総務事務センター）	2

告 示

高知県告示第563号

高知県議会定例会を、令和8年9月25日に高知県議会議事堂に招集する。
令和8年9月18日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第564号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場（高知県公衆浴場法施行条例（昭和25年高知県条例第34号）第2条第2項に規定するその他の公衆浴場及び高知市公衆浴場における配置及び衛生措置等の基準に関する条例（平成24年高知市条例第40号）第2条第2項第2号に規定するその他の公衆浴場を除く。）の入浴料金の価格を次のとおり定め、令和8年10月1日から施行し、令和5年9月高知県告示第618号（公衆浴場の入浴料金の価格の定め及

び告示の廃止）は、令和8年9月30日限り廃止する。
令和8年9月18日

高知県知事 濱田 省司
公衆浴場入浴料金の統制額

区分	金額
12歳以上の者	550円
6歳以上12歳未満の者	200円
6歳未満の者	100円

高知県告示第565号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
令和8年9月18日

高知県知事 濱田 省司

- 届出事項
 - 発起人の住所及び氏名
安芸市 前 田 嘉 広
〃 三 宮 康 太
〃 内 川 昭 二
 - 加入区の名称
伊尾木川北加入区
 - 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合
- 指定漁船調書の縦覧
 - 縦覧期間
令和8年9月18日から同年10月2日まで
 - 縦覧場所
高知県漁業協同組合穴内支所

高知県告示第566号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
令和8年9月18日
高知県知事 濱田 省司

- 届出事項

- 発起人の住所及び氏名
須崎市 福 田 唯 志
〃 山 崎 達 夫
〃 西 村 信 彦
 - 加入区の名称
池ノ浦加入区
 - 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- 縦覧期間
令和8年9月18日から同年10月2日まで
 - 縦覧場所
高知県漁業協同組合池ノ浦支所

高知県告示第567号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
令和8年9月18日
高知県知事 濱田 省司

- 届出事項
 - 発起人の住所及び氏名
土佐清水市 川 口 保 夫
〃 宮 崎 土佐男
〃 横 山 俊 一
 - 加入区の名称
下ノ加江加入区
 - 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合
- 指定漁船調書の縦覧
 - 縦覧期間
令和8年9月18日から同年10月2日まで
 - 縦覧場所
高知県漁業協同組合下ノ加江支所

高知県告示第568号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
令和8年9月18日
高知県知事 濱田 省司

- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名
- 高岡郡 山 崎 規久夫
- 〃 井 上 陽 夫
- 〃 山 下 皖 槩
- (2) 加入区の名称
- 志和加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
- 高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調査の縦覧
- (1) 縦覧期間
- 令和8年9月18日から同年10月2日まで
- (2) 縦覧場所
- 高知県漁業協同組合志和支所

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,264人である。

令和8年9月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、160,527人である。

令和8年9月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年9月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区 88,085人

室戸市・東洋町選挙区	3,881人
安芸市・芸西村選挙区	5,452人
南国市選挙区	12,750人
土佐市選挙区	7,131人
須崎市選挙区	5,335人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	6,890人
土佐清水市選挙区	3,342人
四万十市選挙区	8,891人
香南市選挙区	9,036人
香美市選挙区	6,883人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,708人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,847人
吾川郡選挙区	7,297人
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	8,299人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,060人
黒潮町選挙区	2,837人

監 査 公 表

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和8年1月28日 高知市 岡林文夫 及び 高知市 高橋久太郎から提出のあった高知県職員措置請求について高知県知事あて勧告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年9月18日

高知県監査委員
8 高行管第232号
令和8年7月31日

高知県監査委員 様

高知県知事

地方自治法第242条の規定に基づく住民監査請求の
監査結果に対する措置について（通知）

令和8年3月26日付け7 高監査第156号で勧告のあったことについて、下記のとおり措置を講じましたので、同条第9項の規定により通知します。

記

令和5年度に行われた「寺ヶ谷川砂防メンテナンス用地測量調査委託業務（砂防（メ）第109－2－2号）」において、故意又は重過失により法令の規定に違反した監督業務又は検査業務に従事した3名の職員に、監査委員が決定した賠償額に従い、当該3名の職員に県が国に支払った加算金相当額の総額9万4,216円及び県が国に加算金を支払った日から納付日までの遅延利息の総額618円を令和8年3月30日に請求し、当該3名の職員から同年4

月17日に全額納付されていることを確認した。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和8年9月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
- 高知県総務事務委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
- 高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
- 令和8年8月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
- 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
- 317,526,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため